

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(神奈川県担当部会)  
平成 28 年 5 月 18 日 答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500574号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600013号

## 第1 結論

請求者のA社における平成20年9月12日の標準賞与額は、25万3,000円と記録されているところ、当該記録を取り消し、同社における同年7月11日の標準賞与額を25万3,000円に訂正することが必要である。

平成20年7月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年7月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和56年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年9月12日  
② 平成20年7月11日

A社において、平成20年7月11日に賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、同年9月12日に賞与が支給されたこととなっている。

平成20年9月12日には賞与が支給されていないので、当該賞与に係る記録を取り消し、同年7月11日に賞与が支給された記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録によれば、請求者の標準賞与額は、25万3,000円と記録されているところ、請求者から提出された平成20年分給与所得の源泉徴収票の写し、同年に係る給与明細書及び賞与明細書の写し、給与振込先の金融機関から提出された請求者に係る預金元帳の写し並びに元取締役の回答から、請求者が請求期間①においてA社から賞与の支払を受けていないことが確認できることから、請求者の同社における請求期間①の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

請求期間②について、請求者が提出した「H20年度夏季賞与明細書」の写しから、請求者は、当該期間において25万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与か

ら控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られない上、元取締役は、請求期間②の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500569号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600014号

## 第1 結論

請求者のA社における平成20年9月12日の標準賞与額は、23万4,000円と記録されているところ、当該記録を取り消し、同社における同年7月11日の標準賞与額を23万4,000円に訂正することが必要である。

平成20年7月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年7月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和60年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年9月12日  
② 平成20年7月11日

A社において、平成20年7月11日に賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、同年9月12日に賞与が支給されたこととなっている。

平成20年9月12日には賞与が支給されていないので、当該賞与に係る記録を取り消し、同年7月11日に賞与が支給された記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録によれば、請求者の標準賞与額は、23万4,000円と記録されているところ、同僚から提出された自身に係る平成20年分給与所得の源泉徴収票の写し、同年の自身に係る給与明細書及び賞与明細書の写し、他の同僚から提出された預金通帳の写し並びに複数の同僚及び元取締役の回答から、請求者が請求期間①においてA社から賞与の支払を受けていないことが認められることから、請求者の同社における請求期間①の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

請求期間②について、請求者が提出した「H20年度夏季賞与明細書」の写しから、請求者は、当該期間において23万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与か

ら控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られない上、元取締役は、請求期間②の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500609号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1600015号

## 第1 結論

請求者のA社における平成23年12月5日の標準賞与額を28万円に訂正することが必要である。

平成23年12月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月5日

A社から請求期間において賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、請求期間の標準賞与額を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年12月5日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の同年12月5日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500608号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(脱)第1600003号

## 第1 結論

昭和41年3月31日から昭和48年2月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年3月31日から昭和48年2月1日まで  
厚生年金保険の記録では、A社(現在は、B社)を退職後に、請求期間について脱退手当金を受給したことになるが、請求手続きをした覚えはないし、受け取った覚えもないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間(以下「厚年期間」という。)をその計算の基礎とするものであるところ、請求期間後の2回の厚年期間(昭和48年2月1日から同年4月1日までの期間、同年4月1日から同年5月1日までの期間)についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該厚年期間と請求期間である厚年期間の事業所は同一企業であり、請求者は転勤により未請求期間の事業所に勤務した後に退職したと陳述していることから、未請求となっている2回の厚年期間を失念するとは考え難い。

また、未請求となっている2回の厚年期間と請求期間である厚年期間は同一番号で管理されている上、請求期間とその直後の未請求となっている厚年期間の事業所は、同一社会保険事務所(当時)の管轄であったにもかかわらず、支給されていない厚年期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は請求期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1500579 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1600016 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 7 月

A 社において、平成 17 年 7 月に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。

調査の上、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

B 社は、請求者の請求期間に係る賞与の支払について、「賃金台帳を保管しておらず、請求期間に係る請求者に対する賞与の支給及び厚生年金保険料の控除については不明。」と回答していることから、請求者の請求期間に係る賞与支払額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間に係る賞与の支払額等を確認できる賞与支給明細書等を所持していない上、請求者が給与振込先であったとする金融機関においても、取引履歴を発行できるのは最長 10 年である (請求期間に係る取引履歴は、10 年を超えている。) 旨回答していることから、請求者の請求期間に係る賞与支払額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。